

わが家の無料耐震診断 Q & A

● なぜ昭和56年5月31日以前の木造住宅が対象なの？

昭和56年6月1日に建築基準法の建物の強さに関する規定が改正されており、それ以前の建物は、先の阪神・淡路大震災の教訓から倒壊の恐れがあるためです。

● 共同住宅、長屋住宅、店舗併用住宅でもいいの？

共同住宅及び長屋住宅については入居者すべての同意を得てください。店舗併用住宅については、過半が住宅の用をなしていれば対象になります。

● 木造住宅で対象外はどのようなものがあるの？

枠組壁（ツーバイフォー）工法、丸太組工法、プレハブ工法などの住宅は診断の対象にはなりません。

● 増築したけど、診断してもらえるの？

昭和56年6月以降に増築された部分と一体化になっている場合は家屋全体が対象となります。構造上切り離せる場合、旧基準で建てられた部分のみ対象となります。また鉄骨造等で増築されたものに関しては対象外となりますので、ご了承下さい。

● 誰が診断するの？

三重県が後援する耐震診断講習を修了した建築士・実務経験者で行政と連携して耐震化を進める【 三重県木造耐震促進協議会 】の会員です。

● どのような調査（診断）をするの？

診断者がお宅に伺い、聞き取りや間取りの確認、床下・天井裏をみるといった現地調査をします。後日診断結果をまとめ再度お宅を伺い結果説明をさせていただきます。家屋の状態にもよりますが、約2時間ほどかかります。

● 診断日、時間はいつになるの？

診断者が申込者に電話連絡をしますので日時等、相談してください。なお、夜は外観が確認しにくいので正確な診断ができないのでご了承ください。

● 診断にあたり、なにか準備しないといけないの？

- ・ 住宅の図面、建築確認申請書、工事写真などありましたら事前に準備をお願いします。
- ・ 診断する為に、点検口、床下、天井裏などの点検ができるようにして下さい。また、入れない部屋がないようにして下さい。

● 診断結果はどれぐらいでできあがるの？

- ・ 診断結果は、およそ3ヶ月程度ですが、第三者によって内容点検を行う為、日数がかかる場合がありますので、急を要する場合は、個人にて設計事務所等にお申し込み下さい。（その場合は補助はありません。）

● 診断すれば補強の方法もわかるの？

- ・ 耐震診断は補強計画とは別のものです。補強箇所の詳細な設計はこの診断では行いません。



連絡先 産業建設課(366-7117)